



まちの話題

新春の福島路を駆け抜ける

福島町一周駅伝大会

第64回福島町一周駅伝大会が1月14日に開催され、8区間23.97*^{km}で健脚を競いました。

今大会には、市内外からチームが参加。福島港ふれあい広場前をスタートし、沿道の声援を受けながらたすきをつなぎました。上位の結果は、次のとおりです。

- | | |
|----------------|------------|
| 【町内地区】 | 【高校生】 |
| ①鍋串 1時間31分09秒 | ①有田工業高校駅伝部 |
| ②日の浦 1時間32分30秒 | 【オープン】 |
| ③舩野A 1時間38分08秒 | ①松浦消防 |



経箱をくぐり健康を祈願

大般若

大般若の経典が入った箱の下をくぐって1年間の無病息災を祈願する「大般若だいぼんにゃ」が、志佐地区と福島地区で行われました。

江戸時代、この地方に疫病が流行したとき、大般若経を祈とうして回り疫病が治まったことが始まりとされています。

志佐町里地区では1月11日、還暦と厄入りを迎えた地区住民と役員らが重さ約10*^{kg}の経典が入った箱を交代で担ぎ、地区内

約200戸を「だいはんにゃー」と掛け声を掛けながら回りました。地区の住民たちは、経箱の下をくぐって1年間の無病息災を願いました。



わたしたちの郷土

142
巻



『文化財防火デー』

毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が炎上、壁面が焼損したことをきっかけに文化財防火デーが制定されました。

国民の文化財愛護思想を高め、貴重な文化財を火災やその他災害から守るため、この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われています。

市においても、毎年この日にあわせて埋蔵文化財センターで防火避難訓練を実施しています。埋蔵文化財センターには、鷹島海底遺跡から発掘された貴重な資料を数多く保管し、展示を行っています。この訓練を通して、文化財保護と、センターに来られる方々が安心して見学できるように努めています。

埋蔵文化財センター一部休館のお知らせ

埋蔵文化財センターガイダンス施設のリニューアル工事を行うため、左記の期間ガイダンス施設を休館いたします。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。なお、埋蔵文化財センターは開館していますので、ご来館の人は、入館料無料で見学ができます。

【休館となる期間】
2月13日(火)～3月12日(月)

松浦市立埋蔵文化財センター
ガイダンス施設

松浦市立埋蔵文化財センター

【休館します】

鷹島開発総合センター
(鷹島公民館)

駐車場

【開館しています】



▲埋蔵文化財センターでの防火避難訓練の様子

長崎県体育協会体育協会社会体育優良団体及び体育功労者表彰

■社会体育優良団体表彰

- ・鷹島少年剣道クラブ
- ・松浦少年野球クラブ

社会体育優良団体として表彰された、鷹島少年剣道クラブ・松浦少年野球クラブは、スポーツ活動のみならず、地域に根ざした青少年健全育成を目的に、活動され、ボランティア活動の一環として清掃活動も積極的に行われています。また、県内外のクラブチームとも盛んに交流を深め、親睦を図っており、指導者を中心に技術力向上と普及に貢献されたことが高く評価されました。

体育功労者として表彰された、里元善徳さんは、高校教諭時代にソフトテニスの指導者として全国大会に出場するなど全国レベル選手育成に尽力されました。現在は地元一般・中学生の指導を行われており、松浦市ソフトテニス連盟の組織強化及び普及発展・若手育成にも尽力されています。

同じく、川久保尚さんは、昭和50年に松浦市陸上競技協会の前進でもある松浦市壮友会へ入会され、昭和57年に日本陸上競技連盟公認陸上競技審判員資格を取得、現在は同協会の理事を務められ、陸上競技の振興と普及に大きく貢献されています。里元さんおよび川久保さんは、各競技の中心的な存在として積極的に活動され、その功績が高く評価されました。

■体育功労者表彰

- ・里元 善徳さん（志佐・里2）
- ・川久保 尚さん（御厨・池田）



▲左から松浦少年野球クラブ（山崎剛コーチ）、川久保尚さん、鷹島少年剣道クラブ（下村純一監督）、里元善徳さん



消費生活センターだより

☎ 松浦市消費生活センター ☎ 内線 180、直通 72-1861

クレジットカードの利用明細書は必ず確認しましょう！

〈相談事例〉

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書を見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。（50代 男性）

〈ひとこと助言〉

クレジット会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が多数寄せられています。

○クレジット会社の調査などにより、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。

○利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。

クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認しましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。



※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。